

(その1)

# 収支報告書 (令和 5 年分)

(ふりがな) (こうめいとう ちばそうしふ)

- 1 政治団体の名称 公明党 千葉総支部
- 2 主たる事務所の所在地 千葉市中央区蘇我3-5-14
- 3 代表者の氏名 酒井伸二
- 4 会計責任者の氏名 青山雅紀

※該当箇所に「✓」を付すこと。

政治団体の区分	
<input checked="" type="checkbox"/> 政党の支部	<input type="checkbox"/> 政党
<input type="checkbox"/> その他の政治団体 (後援会等)	<input type="checkbox"/> 政治資金団体
<input type="checkbox"/> その他の政治団体の支部	<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第18条の2 第1項の規定による政治団体

活動区域の区分	
<input type="checkbox"/> 2以上の都道府県の区域等	
<input checked="" type="checkbox"/> 同一の都道府県の区域内	

問合せ先  
(担当者) 青山雅紀  
(電話) 043-304-5019

資金管理団体の指定の有無	
<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無
公職の種類	
( 現職 ・ 候補者等 )	
資金管理団体の届出をした者の氏名	

国会議員関係政治団体の区分	
<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項 第1号に係る国会議員関係政治団体	
<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項 第2号に係る国会議員関係政治団体	
公職の候補者の氏名	
公職の種類	
( 現職 ・ 候補者等 )	



(*) 資金管理団体の指定の期間	
令和 年 月 日 から	令和 年 月 日 まで

(*) 国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間	
令和 年 月 日 から	令和 年 月 日 まで

146460

解後 郵資 全領 N 過

F1 F2 F3 F4 F5 F6 S 1/0 M

※報告対象年の途中で資金管理団体の指定・取り消しをした場合のみ記入すること。

※報告対象年の途中で国会議員関係政治団体に該当した場合又は該当しなくなった場合のみ記入すること。

✓

# 収 支 の 状 況

全団体必要

(その2)

注意：収支がない団体にあっても、本表と表（その17）及び表（その20）は提出しなければならない。

## 1 収支の総括表

		十億	百万	千	円
(1) 収入総額 (①+②) .....	←				24,316,639
① (前年からの繰越額) .....	↙ ↘				2,040,438
② (本年の収入額 = A+B+C+D+E+F+G) .....	↙ ↘				22,276,201
(2) 支出総額 (表(その13-1)の合計額) .....					20,626,048
(3) 翌年への繰越額 ((1)-(2)) .....					3,690,591

## 2 収入項目別金額の内訳

※収支がない場合であっても、上記の表の欄にはすべて記入すること。↑

### (1) 個人の負担する党費又は会費

		十億	百万	千	円
金 額 A .....					0
員 数 .....					0

### (2) 寄 附

ア 寄 附 (イを除く。) の 区 分	金 額	備 考
	十億 百万 千 円	
(ア) 個人からの寄附	14,046,110	内訳を表(その7-1)へ記載すること。
[うち特定寄附]	0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	内訳を表(その7-2)へ記載すること。
(ウ) 政治団体からの寄附	0	
小 計 (ア)+(イ)+(ウ)	14,046,110	(ア)~(ウ)の小計を記載すること。
[寄附のうち寄附のあつせんによるもの]	0	
イ 政党匿名寄附	0	内訳を表(その9)へ記載すること。
合 計 B (ア+イ)	14,046,110	

※「特定寄附」とは、候補者等が、政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附したものをいう。

※「政党匿名寄附」とは、政党が街頭や講演会等で受けた一件千円以下の寄附をいう。

全団体必要

(その5)

（5）本部又は支部から供与された交付金に係る収入						
交付金を供与した本部又は支部の名称			金 額	年月日	主たる事務所の所在地	備 考
		公明党千葉県本部	2,745,750	R5. 2. 20	千葉市美浜区幸町1-2-3	受入交付金
		公明党 千葉県本部	110,000	R5. 7. 14	千葉市美浜区幸町1-2-3	受入交付金
		公明党 千葉県本部	2,718,250	R5. 8. 2	千葉市美浜区幸町1-2-3	受入交付金
		公明党 千葉県本部	345,060	R5. 10. 3	千葉市美浜区幸町1-2-3	受入交付金
		公明党 千葉県本部	2,310,000	R5. 1. 24	千葉市美浜区幸町1-2-3	受入交付金
8	0	0	こ の 頁 の 小 計	8,229,060		
9	0	0	合 計 <input type="checkbox"/> F	8,229,060		



(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分		個人				
		寄附者の氏名	金額		年月日	住所	職業	備考		
			十億	百万	千	円				
		鷹野 賢一			5,000		R5. 3. 8	千葉県稲毛区稲毛東1丁目2-1レジデンシャルコート稲毛C棟238号	無職	
		小澤 政俊			5,000		R5. 3. 15	千葉県稲毛区長沼町130-10	無職	
		松本 洋			2,000		R5. 3. 20	福島県南相馬市小高区西町2丁目40-1	無職	
		山崎 浩一			5,000		R5. 3. 23	千葉県稲毛区作草部町976-1	パート	
		市原 敏彦			10,000		R5. 3. 29	千葉県稲毛区天台5-8-4	自営業	
		三浦 次郎			20,000		R5. 4. 3	千葉県稲毛区黒砂1-1-6	無職	
		北川 巖			100,000		R5. 4. 2	千葉県若葉区高品町1584-11	プラスチック加工工業	
		加納 哲也			100,000		R5. 4. 2	千葉県若葉区若松町2090-25	会社員	
		上松 恵美子			2,000		R5. 4. 2	千葉県若葉区若松町2117-60	専門学校教諭	
		斎藤 利明			50,000		R5. 4. 2	千葉県若葉区西都賀3-6 エルツェイ A201	会社員	
		篠崎 稔子			50,000		R5. 4. 2	千葉県若葉区若松町422-2 212号	会社員	
		鈴木 一夫			50,000		R5. 4. 2	千葉県若葉区高品町1591-5	会社経営	
		武内 俊雄			100,000		R5. 3. 30	千葉県花見川区花園町1536-402	会社役員	
		川岸 俊洋			10,000		R5. 3. 20	千葉県花見川区朝日ヶ丘3-27-1-102	団体職員	
		大橋 利夫			5,000		R5. 3. 20	千葉県花見川区浪花町956-11	会社員	
8	0	0	この頁の小計		514,000					
8	1	0	その他の寄附			→ ※ 下記注意(1)参照。				
9	0	0	合計			→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。				

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に「特」と記載すること。

(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

## (その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)					寄附者の区分	個人			
	寄附者の氏名	金額				年月日	住所	職業	備考
		十億	百万	千	円				
	岡本 吉生			10,000		R5. 3. 22	千葉市花見川区検見川町5-2215-29	団体職員	
	金井 秀夫			5,000		R5. 3. 22	千葉市花見川区花園町5-12-8	習志野市臨時職員	
	坂野 貴広			20,000		R5. 3. 20	千葉市中央区新千葉3-15-10カーサ伊藤301	会社員	
	野口 次郎			30,000		R5. 3. 20	千葉市若葉区都賀1-4-2	会社役員	
	山田 順子			5,000		R5. 3. 23	千葉市中央区祐光2-6-12	主婦	
	浜名 満			3,000		R5. 3. 26	千葉市中央区弁天4-3-6	会社員	
	山本 邦夫			5,000		R5. 3. 23	千葉市中央区椿森3-6-3	会社員	
	本吉 伸子			10,000		R5. 3. 24	千葉市中央区春日1-14-10-401	団体職員	
	都 幸子			50,000		R5. 3. 27	千葉市美浜区真砂5-20-17エクレール検見川浜1111号	無職	
	柴寄 淳			100,000		R5. 3. 22	千葉市緑区茂呂町410	会社役員	
	柴寄 由美			100,000		R5. 3. 22	千葉市緑区茂呂町410	会社役員	
	広居 照正			5,000		R5. 3. 29	千葉市緑区あすみが丘7-25-9	無職	
	広居 裕子			5,000		R5. 3. 29	千葉市緑区あすみが丘7-25-9	無職	
	小松 正寿			3,000		R5. 3. 30	千葉市緑区あすみが丘9-37-1	会社員	
	穂刈 明子			3,000		R5. 3. 29	千葉市中央区大森町533-27	パート	
800	この頁の小計			354,000					
810	その他の寄附								→ ※ 下記注意(1)参照。
900	合計								→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

**(2) 同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。**

(3) 候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に(特)と記載すること。

(4) 遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分		個人			
		寄附者の氏名	金額		年月日	住所	職業	備考	
			十億	百万	千	円			
		原口 浩一			3,000	R5. 3. 30	千葉市中央区宮崎1-9-14	会社員	
		並木 雅美			5,000	R5. 3. 31	千葉市中央区浜野町1088	会社役員	
		山田 文明			10,000	R5. 3. 24	千葉市花見川区横戸台50-3	無職	
		村尾 伊佐夫			5,000	R5. 3. 30	千葉市花見川区こてはし台5-17-13	無職	
		峯嶋 利夫			10,000	R5. 3. 30 <sub>3/</sub>	千葉市中央区星久喜町201-4	パート	
						青山雅紀訂正			
800		この頁の小計			33,000				
810		その他の寄附			13,145,110				→ ※ 下記注意(1)参照。
900		合計			14,046,110				→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

**(2) 同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。**

(3) 候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に(特)と記載すること。

(4) 遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(その13-1)

3. 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表				本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出				備考	
項目		金額				金額			
		十億	百万	千	円	十億	百万	千	円
1	経常経費				0				
	(1) 人件費				0				
	(2) 光熱水費				0				
	(3) 備品・消耗品費				2,530				
	(4) 事務所費		1,699		369				
	小計 (1)~(4)		1,701		899				
2	政治活動費								
	(1) 組織活動費				476,748				
	(2) 選挙関係費		5,007		625				
	(3) 機関紙誌の発行その他の事業費※		1,503		227				
(内訳)	ア 機関紙誌の発行事業費				0				
	イ 宣伝事業費		1,503		227				
	ウ 政治資金パーティー開催事業費				0				
	エ その他の事業費				0				
	(4) 調査研究費				0				
	(5) 寄附・交付金		11,936		549		9,793		834
	(6) その他の経費				0				
	小計 (1)~(6)		18,924		149				うち本部・支部間の交付金合計 9793834円
	合計		20,626		048				←1の小計と2の小計の合計を記載すること。

注意 支出が存在する場合は、下表に従い必要書類を添付すること(詳細は表(その14)、(その15)の注意書きを参照。)

団体区分	個別に記載する金額	経常経費内訳書(その14)	政治活動費内訳書(その15)
国会議員関係政治団体	1件1万円を超える支出	必要	必要
上記以外の政治団体 (政党・資金管理団体・後援会等)	1件5万円以上の支出	不要 ※資金管理団体は必要	

本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出がある場合は、(その16)を添付すること。



(その15-1)

↓該当する項目に必ず○をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

(2) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に○)		項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入	
		1. 組織活動費 2. 選挙関係費 3. 機関紙誌の発行事業費 4. 宣伝事業費	5. その他の事業費 6. 調査研究費 7. 寄附・交付金 8. その他の経費		( 組織活動費 )	
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考	
ワイヤレスチューナーユニット代	57,420	R5.1.16	有限会社ジェイオーエス	千葉県千葉市若葉区西都賀5-10-4		
この頁の小計	57,420					
その他の支出	419,228					
合計	476,648					

→※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

- 注意 (1) 政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
- (2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
 ②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別業として作成すること。



(その15-1)

↓該当する項目に必ず○をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

(2) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に○)		項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入			
		1. 組織活動費 2. 選挙関係費 3. 機関紙誌の発行事業費 4. 宣伝事業費	5. その他の事業費 6. 調査研究費 7. 寄附・交付金 8. その他の経費		( 陣中見舞 )			
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額		年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考		
陣中見舞	十億	百万	千	円	R5. 3. 6	田村耕作選挙事務所	千葉市花見川区幕張町1-7675-89	
		1,928	364					
陣中見舞			868	943	R5. 3. 9	茂呂一弘選挙事務所	千葉市花見川区花見川4-16-110	
陣中見舞			715	480	R5. 2. 14	石川みか選挙事務所	千葉市花見川区幕張町4-7675-2-201	
陣中見舞			55	125	R5. 2. 7	桜井秀夫選挙事務所	千葉市稲毛区天台1-3-11-706	
陣中見舞			309	481	R5. 3. 6	青山まさき選挙事務所	千葉市若葉区殿台町88-1	
陣中見舞			764	055	R5. 3. 3	吉川英二選挙事務所	千葉市緑区茂呂町636-2	
陣中見舞			366	177	R5. 3. 3	伊藤こうへい選挙事務所	千葉市美浜区幸町2-6-1-408	
この頁の小計			5,007	625				
その他の支出				0				
合計			5,007	625				

→※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

- 注意 (1) 政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
- (2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15-1)

↓該当する項目に必ず○をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

(2) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に○)			項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入		
		1. 組織活動費	2. 選挙関係費	3. 機関紙誌の発行事業費		4. 宣伝事業費	5. その他の事業費	6. 調査研究費
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)		支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考		
支部報2022冬号増刷	57,200	R5. 1. 4	株式会社 世広		千葉県千葉市稲毛区長沼原町718-1			
支部報2022冬号増刷	52,800	R5. 2. 13	株式会社 世広		千葉県千葉市稲毛区長沼原町718-1			
市議会だより夏号	275,000	R5. 7. 31	有限会社デジタルファクトリー		東京都練馬区高野台4-15-16-1103			
この頁の小計	385,000							
その他の支出	593,540							
合計	978,540							

→ ※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

- 注意
- (1) 政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
  - (2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
  - (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
  - (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
  - (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別業として作成すること。

(その15-1)

↓ 該当する項目に必ず○をすること

↓ 該当する分類を必ず記入すること

(2) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に○)		項目別区分 小分類	(その13-2) 注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入	
		1. 組織活動費 2. 選挙関係費 3. 機関紙誌の発行事業費 ④ 宣伝事業費	5. その他の事業費 6. 調査研究費 7. 寄附・交付金 8. その他の経費		(宣伝力一運行費)	
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考	
プロボックス料金 1回目	336,000	R5. 2. 16	(有)川上自動車工業	千葉県千葉市中央区浜野町1303-1		
リース車プロボックス自動車保険料	93,370	R5. 4. 24	(有)川上自動車工業	千葉県千葉市中央区浜野町1303-1		
この頁の小計	429,370					
その他の支出	95,317					
合計	524,687					

→ ※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

- 注意 (1) 政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
- (2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
 ②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15-1)

↓ 該当する項目に必ず○をすること

↓ 該当する分類を必ず記入すること

(2) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に○)		項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入			
		1. 組織活動費 2. 選挙関係費 3. 機関紙誌の発行事業費 4. 宣伝事業費	5. その他の事業費 6. 調査研究費 7. 寄附・交付金 8. その他の経費		( 寄附金 )			
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額		年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考		
寄附金	十億	百万	千	円	R5. 3. 1	酒井伸二後援会	千葉市中央区蘇我3-5-14	
寄附金			356,911		R5. 2. 1	伊藤こうへい後援会	千葉市美浜区幸町2-6-1-408	
寄付金			171,205		R5. 2. 6	桜井ひでお後援会	千葉市稲毛区天台1-3-11-706	
寄付金			213,171		R5. 1. 31	青山まさき後援会	千葉市若葉区殿台町88-1	
寄付金			138,645		R5. 10. 23	青山まさき後援会	千葉市若葉区殿台町88-1	
寄付金			87,480		R5. 3. 24	もろ一弘後援会	千葉市花見川区花見川4-16-110	
寄付金			72,257		R5. 3. 9	石川みか後援会	千葉市花見川区幕張町4-559-2	
寄付金			95,427		R5. 1. 4	吉川えいじ後援会	千葉市緑区茂呂町636-2	
寄付金			126,279		R5. 3. 6	田村こうさく後援会	千葉市花見川区幕張町1-7675-89	
寄付金			378,568		R5. 6. 20	田村こうさく後援会	千葉市花見川区幕張町1-7675-89	
寄付金			163,393					
この頁の小計			1,803,336					
その他の支出			339,379					
合計			2,142,715					

→ ※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

- 注意 (1) 政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
- (2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別業として作成すること。

(その15-1)

↓ 該当する項目に必ず○をすること

↓ 該当する分類を必ず記入すること

(2) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に○)		項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入			
		1. 組織活動費 2. 選挙関係費 3. 機関紙誌の発行事業費 4. 宣伝事業費	5. その他の事業費 6. 調査研究費 7. 寄附・交付金 8. その他の経費		( 上納金 )			
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 <small>(団体にあつては、その名称)</small>	支出を受けた者の住所 <small>(団体にあつては、主たる事務所の所在地)</small>	備考	
上納金	十億	百万	千	円	R5. 6. 7	公明党 千葉県本部	千葉市美浜区幸町1-2-3	
		9,	580,	484	R5. 6. 7	公明党 千葉県本部	千葉市美浜区幸町1-2-3	
上納金			106,	000	R5. 6. 7	公明党 千葉県本部	千葉市美浜区幸町1-2-3	
上納金			97,	350	R5. 6. 7	公明党 千葉県本部	千葉市美浜区幸町1-2-3	
この頁の小計			9,	783,				
その他の支出				10,				
合計			9,	793,				

→※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

- 注意
- (1) 政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
  - (2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
  - (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
  - (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
  - (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その16)

(4) 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳							
	支出項目	金額	年月日	交付金の供与を受けた本部又は支部の名称	主たる事務所の所在地	備考	
	上納金	9,580,484	R5.6.7	公明党 千葉県本部	千葉市美浜区幸町1-2-3		
	上納金	106,000	R5.6.7	公明党 千葉県本部	千葉市美浜区幸町1-2-3		
	上納金	97,350	R5.6.7	公明党 千葉県本部	千葉市美浜区幸町1-2-3		
	上納金	10,000	R5.12.15	公明党 千葉県本部	千葉市美浜区幸町1-2-3		
800	この頁の小計	9,793,834					
900	合計	9,793,834					



(その17)

# 資 産 等 の 状 況

**全団体必要**

## 1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。） 又は貯金（普通貯金を除く。）	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

注意(1)すべての団体が提出するものであること。

(2)団体としての資産等について記載するものであり、全ての項目について有・無のいずれかに「✓」を付すこと。

(3)「有」欄に✓を付けた資産等については、その内訳を表(その18)に記載すること。

**全団体必要**

(その20)

全団体必要

宣 誓 書

添 付 書 類 (別添のとおり)

- 領収書等の写し
- 監査意見書 (政党及び政治資金団体に限る。)
- 政治資金監査報告書 (国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 6 年 / 月 5 日

政治団体の名称 **公明党 千葉総支部**

会計責任者の氏名 **青山雅紀**



(以下は解散届提出時のみ記入)

( 代 表 者 の 氏 名

印 )

※解散の場合は、解散届も必要となります。

全団体必要